

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための 電話等を用いた再診等の取扱いの終了について

令和2年2月28日付の厚生労働省の通知により、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から慢性疾患等を有する定期受診患者等について電話再診による医薬品の処方が認められていました。

この通知により**電話再診による処方せん発行に対応しておりましたが、令和5年7月31日をもって終了**となります。

8月1日から処方せん発行につきましては、従来どおり外来を受診していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人 札幌緑誠病院